

教第 83 号議案

教育長の臨時代理による「神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定の件

「神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき、教育長をして臨時に代理させる。

平成 30 年 3 月 9 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

理 由

平成 30 年 4 月 1 日に適用する必要がある規則について、規則制定の根拠となる条例に関する市会の議決の日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがないため。

神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月 日

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神戸市教育委員会規則第 号

神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸ゆかりの美術館条例施行規則（平成27年12月教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第3項中「第5号」を「第3号」に、「第8号」を「第6号」に、「第7号」を「第5号」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「小中高生・65歳以上」を「大学生」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

入館申込兼入館料減免申請書				No. _____
				年 月 日
神戸市教育委員会 教育長 宛				
住所 _____				
団体名 _____				
代表者 _____		様	TEL ( _____ )	
連絡・引率責任者 _____			TEL ( _____ )	
次のとおり利用を申し込みます。 あわせて、入館料の減額、免除（神戸ゆかりの美術館条例施行規則第7条）を申請します。				
<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額				
減免理由		ア 児童福祉法第39条，学校教育法第1条に規定する学校園の幼児，児童，生徒，学生を引率する教職員  イ その他( _____ )		
入館年月日		年 月 日( 曜日)午前 時 分から 午後 時 分まで		
展示区分		ア 特別展示                      イ その他の展示		
入館人員		人 員(人)	入 館 料(円)	金 額(円)
	一 般			
	大 学 生			
	高 校 生			
	中 学 生			
	小 学 生			
	引 率 教 職 員			
	計			
備 考  太枠内は，記入しないでください。		決 裁		受付年月日 (受付印)



附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

神戸ゆかりの美術館条例施行規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第6条 条例第6条に規定する教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減免する。ただし、特別展の入館料の減免額は、その都度教育長が定める。

第6条 略

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の児童又は生徒が、教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき（条例第4条第1項に規定する特別に展示を行う場合を除く。次号から第7号において同じ。） 全額

(2) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の児童又は生徒が、教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき。 全額

(3) \_\_\_\_\_

(4) \_\_\_\_\_

(5) \_\_\_\_\_

(6) \_\_\_\_\_

(7) \_\_\_\_\_

(8) \_\_\_\_\_

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(4) \_\_\_\_\_

(5) \_\_\_\_\_

(6) \_\_\_\_\_

第7条 略

2 略

3 前項の規定は、前条第1項第5号から第8号に該当する者、その他教育長が特に必要と認める者には適用しない。この場合において、同項第5号又は第7号に該当する者は、入館の際に当該各号に規定する手帳等を提示しなければならない。

第3号 第6号

号

第3号 第5号

様式第1号（第5条関係）

（個人入館券）

神戸ゆかりの美術館入館券	
小中高生・65歳以上 (個人) 100円	小中高生・65歳以上 (個人) 一般 (個人) 200円
本券は1人1回に限り有効 神戸市教育委員会 No. No.	

様式第1号（第5条関係）

（個人入館券）

神戸ゆかりの美術館入館券	
大学生・65歳以上 (個人) 100円	大学生・65歳以上 (個人) 一般 (個人) 200円
本券は1人1回に限り有効 神戸市教育委員会 No. No.	

様式第2号（第5条関係）

（団体入館券）

神戸ゆかりの美術館入館券	
小中高生・65歳以上 (団体) 50円	小中高生・65歳以上 (団体) 一般 (団体) 150円
本券は1人1回に限り有効 神戸市教育委員会 No. No.	

様式第2号（第5条関係）

（団体入館券）

神戸ゆかりの美術館入館券	
大学生 (団体) 50円	大学生 (団体) 一般 (団体) 150円
本券は1人1回に限り有効 神戸市教育委員会 No. No.	

様式第3号(第7条関係)

**入館申込兼入館料減免申請書**

№ \_\_\_\_\_  
年 月 日

神戸市教育委員会 教育長 宛

住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 様 Ⅱ ( )  
連絡・引率責任者 Ⅱ ( )

次のとおり利用を申し込みます。  
あわせて、入館料の減額、免除（神戸ゆかりの美術館条例施行規則第7条）を申請します。

免除  減額

減免理由  
ア 教育上の目的で、下記の児童・生徒が教職員に引率されて入館する場合  
 神戸市内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等  
 特別支援学校  
 イ 保育所・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・大学  
 （児童福祉法第39条・学校教育法第1条に規定する学校園）の幼児・園児・児童・生徒・学生を引率する教職員  
 ウ その他 ( )

入館年月日 年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで

展示区分 ア 特別展示 イ その他の展示

種 別	人 員(人)	入 館 料(円)	金 額(円)
一 般			
大 学 生			
高 校 生			
中 学 生			
小 学 生			
引率教職員			
計			

備 考  
太枠内は、記入しないでください。

決 裁	受付年月日 (受付印)
-----	-------------

様式第3号(第7条関係)

**入館申込兼入館料減免申請書**

№ \_\_\_\_\_  
年 月 日

神戸市教育委員会 教育長 宛

住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 様 Ⅱ ( )  
連絡・引率責任者 Ⅱ ( )

次のとおり利用を申し込みます。  
あわせて、入館料の減額、免除（神戸ゆかりの美術館条例施行規則第7条）を申請します。

免除  減額

減免理由  
ア 児童福祉法第39条、学校教育法第1条に規定する学校園の幼児、児童、生徒、学生を引率する教職員  
 イ その他 ( )

入館年月日 年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで

展示区分 ア 特別展示 イ その他の展示

	人 員(人)	入 館 料(円)	金 額(円)
一 般			
大 学 生			
高 校 生			
中 学 生			
小 学 生			
引率教職員			
計			

備 考  
太枠内は、記入しないでください。

決 裁	受付年月日 (受付印)
-----	-------------

様式第4号(第7条関係)

**入館料減免通知書**

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

神戸市教育委員会 教育長

住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 様 Ⅱ ( )  
連絡・引率責任者 Ⅱ ( )

神戸ゆかりの美術館条例施行規則第7条の規定により次のとおり入館料を減免します。

免除  減額

減免理由  
ア 教育上の目的で、下記の児童・生徒が教職員に引率されて入館する場合  
 神戸市内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等  
 特別支援学校  
 イ 保育所・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・大学  
 （児童福祉法第39条・学校教育法第1条に規定する学校園）の幼児・園児・児童・生徒・学生を引率する教職員  
 ウ その他 ( )

入館年月日 年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで

展示区分 ア 特別展示 イ その他の展示

種 別	人 員(人)	入 館 料(円)	金 額(円)
一 般			
大 学 生			
高 校 生			
中 学 生			
小 学 生			
引率教職員			
計			

受付年月日 (受付印)

様式第4号(第7条関係)

**入館料減免通知書**

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

神戸市教育委員会 教育長

住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 様 Ⅱ ( )  
連絡・引率責任者 Ⅱ ( )

神戸ゆかりの美術館条例施行規則第7条の規定により次のとおり入館料を減免します。

免除  減額

減免理由  
ア 児童福祉法第39条、学校教育法第1条に規定する学校園の幼児、児童、生徒、学生を引率する教職員  
 イ その他 ( )

入館年月日 年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで

展示区分 ア 特別展示 イ その他の展示

	人 員(人)	入 館 料(円)	金 額(円)
一 般			
大 学 生			
高 校 生			
中 学 生			
小 学 生			
引率教職員			
計			

受付年月日 (受付印)

※受付年月日・取扱者印のないものは、無効です。

## ○教育長に委任する事務等に関する規則 《抜粋》

昭和 31 年 11 月 19 日

教委規則第 8 号

(委任)

第 2 条 教育委員会は、別に定める場合を除くほか、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を決定すること。
  - (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
  - (3) 職員の人事に関する一般方針を決定し、並びに職員の任免、分限、懲戒及びその他人事に関する事務を行うこと。
  - (4) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃を行うこと。
  - (5) 教育に関する事務に係る長の作成する議会の議案について意見を述べること。
  - (6) 法第 27 条 26 条に規定する点検及び評価に関する事務を行うこと。
  - (7) 教科用図書採択を行うこと。
  - (8) 教科内容及びその取扱の一般方針を定めること。
  - (9) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
  - (10) 社会教育委員、公民館運営審議会委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免を行うこと。
  - (11) 職員の研修に関する一般方針を決定すること。
  - (12) 表彰を行うこと。
  - (13) 神戸市指定有形文化財、神戸市指定無形文化財、神戸市指定民俗文化財、神戸市指定史跡名勝天然記念物及び文化環境保存区域の指定及び指定の解除を行うこと。
- (議決による委任又は臨時代理)

**第 3 条 教育委員会は、前条各号に規定する教育委員会の権限のうち、必要と認める事項を議決により、教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。ただし、同条第 1 号から第 6 号までに規定する事項は、委任することができない。**

(教育委員会への報告)

第 4 条 教育長は、前 2 条の規定により委任された事務又は臨時に代理する事務について、重要又は異例の事態が生じたときは、教育委員会に付議するものとする。

2 教育長は、前項の場合のほか、前 2 条の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について、必要に応じて教育委員会に報告するものとする。